五泉市農業委員会

令和８年　第４回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年４月 30 日(木)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市福祉会館　３階　大会議室

出席委員(19 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　清田　ひろみ	14 番　村田　和賢
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員
　無し

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛腸　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
　２．会長挨拶
　３．総会成立宣言
　４．会期日程
　５．議事録署名委員の指名
　６．農地パトロールの報告
　７．議　件
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地転用事業計画変更承認申請について
　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・所有権移転案件
・利用権設定・転貸案件
・利用権移転案件
議案第５号　令和８年度最適化活動の目標の設定等について
８．報告事項
報告第１号　令和７年度農地移動結果について

１　開会

司　会　　それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第４回定例総会を開催いたします。
松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第４回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は、19 人中 18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、16 番・酒井美奈子委員から遅れて出席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。
五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、 10 番・樋口勝俊 委員、11 番・川瀬福司 委員　にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお

願いします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、13 番・清田ひろみ委員から、報告をお願いします。

調査班長（清田ひろみ　委員）

はい、議長。議席番号 13 番、現地調査班 清田です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として４月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、権平　委員、宇田　推進委員、原　推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、猿和田、土堀、木越、川瀬、論瀬、中川新、山崎、一本杉、笹堀、

村松地区では、石曽根字女窪、村松字一本杉、等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　続きまして、日程７、議件の審議に入ります。

最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

11 ページの番号 13 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

11 ページをご覧ください。

番号 13 番は、賃貸借の案件です。

番号 13 番は、田２筆、面積 1,451 ㎡を議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

49 ページの審査表をご覧ください。
農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の補足説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。説明いたします。
番号 13 番は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、事務局で事前に現地調査をしております。
申請地は、五泉字田向の田でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。
議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」の番号 13 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､「議第１号･農地法第３条の規定による許可申請について」の番号 13 番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」の番号 13 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。
今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数 29 件で、売買が８件、贈与が２件、賃貸借が 18 件、使用貸借が１件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から８番は売買の案件です。

番号１番は、田１筆 1,626 ㎡、畑１筆 198 ㎡、合計面積 1,824 ㎡、番号２番は、田１筆 846 ㎡、番号３番は、４ページをご覧ください。田４筆 1,051 ㎡、番号４番は、田２筆 508 ㎡、番号５番は、６ページをご覧ください。田 13 筆 9,106 ㎡、畑２筆 795 ㎡、合計面積 9,901 ㎡、番号６番は、７ページをご覧ください。田２筆 3,694 ㎡、番号７番は、畑１筆 682 ㎡、番号８番は、畑１筆 1,240 ㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

続きまして、番号９番から番号 10 番は贈与の案件です。

７ページをご覧ください。

番号９番は、田１筆 89 ㎡、番号 10 番は、田４筆 2,041 ㎡、これらの贈与は、親子間で生前贈与するものであります。

続きまして、番号 11 番から番号 28 番は賃貸借の案件です。

８ページをご覧ください。

番号 11 番は、10 ページをご覧ください。田 12 筆 8,136 ㎡、番号 12 番は、11 ページをご覧ください。田５筆 1,012 ㎡、番号 14 番は、田１筆 1,444 ㎡、番号 15 番は、13 ページをご覧ください。田 16 筆 15,252 ㎡、14 ページをご覧ください。番号 16 番は、15 ページをご覧ください。田８筆 4,516 ㎡、番号 17 番は、16 ページをご覧ください。田 12 筆 7,640 ㎡、番号 18 番は、17 ページをご覧ください。田４筆 1,832 ㎡、番号 19 番は、田２筆 1,050 ㎡、番号 20 番は、18 ページをご覧ください。田２筆 667 ㎡、番号 21 番は、22 ページをご覧ください。田 26 筆 16,465 ㎡、畑４筆 911 ㎡、合計面積 17,376 ㎡、番号 22 番は、23 ページをご覧ください。田４筆 4,128 ㎡、番号 23 番は、田５筆 3,334 ㎡、番号 24 番は、25 ページをご覧ください。田 10 筆 7,793 ㎡、番号 25 番は、28 ページをご覧ください。田 18 筆 10,666 ㎡、畑４筆 987 ㎡、合計面積 11,653 ㎡、番号 26 番は、田３筆 3,206 ㎡、29 ページをご覧ください。番号 27 番は、田６筆 4,495 ㎡、番号 28 番は、30 ページをご覧ください。田１筆 500 ㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

30 ページをご覧ください。

番号 29 番は使用貸借の案件です。

番号 29 番は、35 ページをご覧ください。

譲渡人の経営移譲年金の受給資格維持をするため、田 34 筆 29,410 ㎡を、親子間で貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、筆数が多いことにより、申請のうち、番号 11 番から番号 28 番は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであり、番号 29 番は、経営移譲年金の受給資格維持による更新手続きであるため、省略といたしましたので、ご了承願います。

37 ページから 65 ページをご覧ください。番号１番から番号 29 番の案件について、

農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（清田ひろみ　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、猿和田地内の田及び畑、番号２番は、土堀地内の田、番号３番は、木越地内の田、番号４番は、川瀬地内の田、番号５番は、論瀬地内の田及び畑、番号６番は、中川新地内の田、番号７番は、中川新地内の畑、番号８番は、石曽根字女窪地内の畑、番号９番は、山崎地内の田、番号 10 番は、一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号

議　長　　続きまして、「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数１件で、期間延長及び面積縮小の変更が１件であります。

69 ページをご覧ください。

番号１番は、砂利採取に伴う搬出入路として、令和５年に一時転用許可を受けておりましたが、申請地は、団体営ほ場整備事業にあわせ、隣接地の砂利採取の工事を開始するため、期間の延長をするとともに、搬出入路として使用してきた一部を砂利採取場とするため、使用面積を縮小するものであります。この事業計画変更に伴う農地法第５条の許可申請が併せて、提出されております。隣接地の砂利採取につきましては、議第３号で説明いたしますので、事業計画変更について、ご審議をお願いいたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（清田ひろみ　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は笹堀地内の一時転用中の田でありました。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号

議　長　　続きまして、「議第３号・農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第５条の規定による許可申請は、総数４件で、賃貸借が３件、売買が１件であります。

81 ページをご覧ください。

番号１番は、先ほどご承認いただきました、議第２号 農地転用事業計画変更承認申請と併せて提出されたものです。

番号１番から番号４番は、ひとつの案件となります。笹堀地内の登記地目　田 12 筆、合計面積 9,412.08 ㎡を砂利採取とする一時転用案件で、賃貸借となります。

93 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)－ｃ」であります。

申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

なお、笹堀地内の六十寺地区は、団体営ほ場整備事業にあわせ、行なっている砂利採取事業であり、今回の場所は、６ヶ所目となります。全体計画として、砂利採取事業は、令和４年 10 月から開始し、令和 14 年度に完了予定となっており、その後、令和 16 年から令和 17 年頃に、換地が終わる予定であります。

使用後に原形復旧することが前提となっておりますが、耕作しやすい農地として整備する予定であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

82 ページに戻っていただき、番号５番は、一本杉地内の登記地目　田１筆、1,130 ㎡を砂利採取に伴う搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。

100 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)－ｃ」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

83 ページに戻っていただき、番号６番は、一本杉地内の登記地目　田１筆、914 ㎡を砂利採取とする一時転用案件で、賃貸借となります。

108 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)－ｃ」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

83 ページに戻っていただき、番号７番は、村松字一本杉地内の登記地目 畑１筆 101 ㎡を雪捨て場及び庭とする永久転用案件で、売買となります。

114 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)- ｂ-(ｃ)」であります。申請地は、村松字一本杉地内の都市計画用途地域内であり第３種農地と判定されます。

第３種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（清田ひろみ　委員）
　はい、議長。説明いたします。
　番号１番から番号４番は笹堀地内の田、番号５番及び番号６番は一本杉地内の田、番号７番は村松字一本杉地内の休耕畑でありました。
　特に問題がないと見てきましたので報告します

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。
　「議第３号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第３号･農地法第５条の規定による許可申請について」、は原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号①所有権移転案件
議　長　　続きまして、「議第４号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。
　今回の案件で、新規の法人設立がありましたので、事務局より説明をお願いします。

本間次長　　それでは、私の方から「農業法人の設立について」説明します。
　資料をご覧ください。令和８年４月６日に、五泉市中野橋の「農事組合法人　天晴 N. BASE」より、農業法人設立届が提出されました。これまでの個別経営を統合し、水稲栽培を中心とする農業経営を法人化することにより、生産性の向上、農地の集積、経営の安定化を図り、地域農業の維持発展に寄与することを目的として設立されたものです。「五泉市農業委員会農地所有適格法人の新規参入取扱要領」第３条に基づき、農地所有適格法人の要件を確認する書類として、農業法人設立届、事業計画書、定款、登記簿謄本等について確認いたしました。４月８日に、農業経営後継者対策委員会の亀山公子委員長と大湊弘明副委員長へ内容を報告し、4 月 15 日に役員会で承認を得たところです。なお、具体的な「農地所有適格法人」の要件につきましては、農地法第２条第３項に規定されておりますが、すべての要件を満たしており、「農地所有適格法人」に適合することを確認しましたので、この定例総会で農地中間管理事業による賃貸借の議案として上程することを報告いたします。

議　長　　続きまして、「所有権移転案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　はい、議長。説明いたします。
117 ページをご覧ください。
今月の「所有権移転案件」について、４件の申し出がありました。
117 ページから 124 ページは所有権移転の案件です。
番号１番から８番の内容については、令和８年４月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。
合計４件、26 筆、合計面積は 34,209 ㎡です。
125 ページ、126 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号②利用権設定・転貸案件
議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。
この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
145 ページ、146 ページの番号 15 番と 16 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

議　長　　それでは、事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　はい、議長。説明をいたします。
145 ページ、146 ページをご覧ください。
番号 15 番と 16 番は、合計面積 2,427 ㎡、地域計画区域内の案件です。それぞれを議

案書記載の金額で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。175 ページ、176 ページをご覧ください。この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして、166 ページの番号 37 番から 40 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

議　長　　それでは、事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。説明をいたします。
166 ページをご覧ください。
番号 37 番と 38 番は、面積 5,376 ㎡、地域計画区域内の案件です。
番号 39 番と 40 番は、合計面積 19,153 ㎡、地域計画区域内の案件です。
それぞれを議案書記載の金額で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。
175 ページ、176 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号37番から40番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号37番から40番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」の番号15番、16番と37番から40番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。説明をいたします。
127ページをご覧ください。
先ほどご審議いただいたものを除いて、今月の「利用権設定・転貸案件」について、22件の申し出がありました。
127ページから174ページは利用権設定・転貸の案件です。
合計22件、154筆、合計面積は135,286.88㎡です。
うち、地域計画区域内が20件、150筆、合計面積は132,173.97㎡です。地域計画区域外が２件、４筆、合計面積は3,112.91㎡です。
地域計画区域外は、番号33番から36番であります。
175ページから178ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉　委員
はい、議長。

議　長　　大槻彰吉委員

大槻彰吉　委員
３番大槻です。1 点だけちょっと確認をさせていただきたいんですが、先ほど新法

人設立ということで、ご説明いただきましたが、経営面積がゼロということなんですが、説明をお願いします。

議　長　　はい、事務局。

本間次長　はい、議長。構成メンバーが設立の資料のところに５名の方が載っておりますけども、これまではそれぞれの個人の名前で耕作をされて、中間管理の契約をしていたところ、それから新たにまた法人として契約するところもあるのですけども、それを合わせて耕作者を変更するという形で、契約自体はそのままですけども、今回新しい法人で中間管理機構を使って、契約をするという内容となっております。

大槻彰吉　委員
　法人登記するときは、ゼロだったということなんですね。

本間次長　法人としては、これまで新しく設立された法人なので、今現在まだこれから契約をするところなので､法人としての契約面積は今は､まだないというところであります。法人としての経営面積は、まだゼロということで、今回、契約を結べば、経営面積として増えていくという内容です。

議　長　　他に無ければ、採決を行います。
　「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番、16 番と 37 番から 40 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番、16 番と 37 番から 40 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号③利用権移転案件
議　長　　続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
　事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　はい、議長。説明いたします。
　179 ページをご覧ください。
　今月の「利用権移転案件」について、６件の申し出がありました。
　179 ページから 186 ページは利用権移転の案件です。
　合計６件、50 筆、合計面積は 63,025 ㎡です。
　６件の申し出のうち、地域計画区域外は該当ありません。
　これらを新しい耕作者に変更するものです。
　187 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第５号

議　長　　続きまして、「議第５号・令和８年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

本間次長　　はい、議長。説明いたします。

「議第５号　令和８年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況（令和８年４月１日現在)」「１農業委員会の現在の体制」はご覧のとおりで、農業委員19名、農地利用最適化推進委員29名となっております。「２農家・農地等の概要」ですが、農家数と農業者数については、直近の農林業センサスの数値となっています。認定農業者は332名、基本構想水準達成者が75名、認定新規就農者が１名、農業参入法人２経営体となっております。

次のページ「Ⅱ最適化活動の目標」、「1最適化活動の成果目標」、「（１）農地の集積」の「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積5,090haに対し、これまでの集積面積が3,079ha、集積率は60.5％となっております。「②目標」ですが、農地の集積の目標年度が令和11年度、集積率80％、令和７年度改定の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めるとおり、令和11年度末の集積面積4,073haを目標とし、５年間で達成を目指します。単年度あたりの新規集積面積は204ha、今年度末の集積面積累計が3,283ha、集積率64.5％が目標となります。

続きまして「(2) 遊休農地の解消」、「①現状及び課題」ですが、草刈り等により直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地面積は0.60haとなっております。こちらも令和11年度までに「ゼロ」を目指し、引き続き遊休農地率１％以下を維持することを目標としています。

次のページ「(3) 新規参入の促進」「①現状及び課題」ですが、令和５年度は２経営

体、令和６年度は２経営体、令和７年度は３経営体となっております。「②目標」ですが、令和５年度から令和７年度までの３年間平均で 523ha なので、その１割である 52.3ha についての権利移動面積の公表を目指します。

続きまして「２最適化活動の活動目標」「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、前年実績を上回る日数を目標設定することになりますので、月 12 日の最適化活動を目標日数としております。「(2) 活動強化月間の設定目標」は、遊休農地の解消、農地の集積を取組項目としました。「(3) 新規参入相談会への参加目標」は新規就農・就業マッチングフェアへの参加を目標としています。

説明は以上になります。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第５号・令和８年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第５号・令和８年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決定されました。

議　長　　続きまして、日程８、報告事項であります。

「報告第１号・令和７年度農地移動結果について」事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、令和７年度農地移動結果について、報告いたします。

農地法第３条は、件数 217 件、面積 828,298 ㎡、農地法第４条は、件数３件、面積 2,351 ㎡、農地法第５条は、件数 25 件、面積 48,812 ㎡、基盤強化法は、令和７年度より法改正により廃止されましたので、数値の記載はありません。中間管理事業による所有権移転は、件数 25 件、面積 142,844 ㎡、中間管理事業による利用権設定及び転貸は、件数 389 件、2,081,953 ㎡、中間管理事業による利用権移転は、件数 30 件、132,865 ㎡、であります。

以上、報告いたします。

議　長　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で､本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和８年第４回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後３時１分　閉会）